

令和5年 5月29日

会 員 各 位

林業・木材製造業労働災害防止協会
青森県支部

車両系木材伐出機械特別教育（3区分一括）の開催について（ご案内）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

常日頃当支部の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、事業者は「伐木等機械の運転の業務」、「走行集材機械の運転の業務」、「簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転業務」に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないことになっております。

当支部では、下記により特別教育を開催しますので、業務ご繁忙中のこととは存じますが、該当者について是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 学科講習

日 時 令和5年7月4日（火） 9:00～17:00
～5日（水） 9:00～17:00
場 所 青森市大字荒川字品川 111-3
青森県トラック協会 2F 中会議室

受講時間数 14時間（3区分一括の場合）

（伐木等機械の運転の業務5時間、走行集材機械の運転の業務4時間
簡易架線集材装置の運転業務3時間、関係法令2時間）

受講料 1名当たり 31,600円（消費税及びテキスト代込）
定員 50名（定員に達した時点で締切ります）

2. 実技講習

日 時 令和5年7月6日（木）8:00～17:00
～7日（金）8:00～17:00
場 所 十和田市向久保地区で実施予定。場所等は学科講習時及び講習受講
申込後にお知らせします。

受講時間数 10時間（3区分一括の場合）

（走行集材機械の運転の業務3時間、伐木等機械の運転の業務4時間
簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務3時間）

受講料 1名当たり 40,000円（消費税込）
定員 50名（定員に達した時点で締切ります）

3. 受講対象者及び必要資格等

【学科講習及び実技講習の両方を受講する者】

新たに車両系木材伐出機械運転業務に就くこととなった者で、次の講習（教育）のどちらも修了していること。

i) 車両系建設機械運転技能講習

ii) 機械集材装置運転業務特別教育（R5年6月22日から林災防県支部で開催）

なお、走行集材機械、伐木等機械のみ場合は、機械集材装置の資格は必要ありません。）

4 修了証の交付

本講習の修了者に対し、3区分それぞれの修了証を交付します。

5 受講の申込

受講希望者は申込書（林特教様式第1）により、当支部に直接又は郵送で申し込んで下さい。申込締切日は**6月23日（金）**とします。

(1) 6ヶ月以上の実務経験を有する者は、上記申込書のほかに、実務経験証明書（林特教様式第2の1～3）を添付して下さい。

(2) 上記申込書のほか、車両系建設機械運転技能講習修了証及び機械集材装置運転特別教育修了証の写しを添付して下さい。（裏表両面）

(3) 受講料納付

受講申込書提出の上、開催日の7日前までに下記口座宛送金下さい。

青森銀行 本店（普） No.1076740

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 工藤義隆

6 問合せ・申込先

〒030-0151 青森市大字高田字川瀬 104-1

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部

Tel 017-739-8761 FAX 017-739-8749

7 その他

学科・実技の日時・講習時間数・受講料等については、車両系木材伐出機械特別教育（3区分一括）のご案内であり、1区分又は2区分のみを申し込みする場合は、講習時間数・受講料等が変わりますので、申込受付後詳細をお知らせします。